

気象庁防災業務計画

平成22年4月

第1編 総 則.....	1
第1章 防災業務計画の目的.....	1
第2章 防災業務計画の構成.....	1
第3章 防災業務計画の実施方針.....	1
第2編 気象庁における防災業務体制.....	3
第1章 災害に備えての措置.....	3
第1節 災害に備えての気象業務体制の整備.....	3
第2節 防災関係省庁等との連携体制の整備.....	4
第3節 都道府県等との連携体制の整備.....	5
第4節 報道機関との連携体制の整備.....	6
第5節 防災訓練及び研修の実施.....	7
第6節 防災に関する調査・研究及び知識の普及・啓発の実施.....	7
第2章 災害発生時等における措置.....	8
第1節 活動体制の確立と業務の実施.....	8
第2節 災害発生時等における業務の優先順位.....	10
第3節 防災関係省庁、都道府県、報道機関等との連携.....	11
第4節 災害発生後の調査報告.....	11
第3編 地震・津波災害対策編.....	12
第1章 災害に備えての措置.....	12
第1節 地震・津波災害に関する気象業務体制の整備.....	12
第2節 地震・津波災害に関する調査・研究及び情報内容の改善.....	13
第2章 災害発生時等における措置.....	13
第1節 緊急地震速報（警報）、緊急地震速報（予報）、津波警報・注意報、津波予報及び 地震・津波情報の発表と伝達.....	13
第2節 二次災害の予防、復旧・復興のための支援.....	14
第3章 東海地震対策（地震防災強化計画）.....	15
第1節 地震防災応急対策に係る措置.....	15
第2節 大規模な地震に係る防災訓練.....	16
第3節 地震防災上必要な研修及び広報.....	16
第4章 東南海・南海地震対策（東南海・南海地震防災対策推進計画）及び日本海溝・千島 海溝周辺海溝型地震対策（日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震防災対策推進計画）.....	17
第1節 津波からの防護及び円滑な避難の確保に関する事項.....	17
第2節 東南海・南海地震及び日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震に係る防災訓練.....	17
第3節 地震防災上必要な研修及び広報.....	18
第4編 風水害対策編.....	19
第1章 災害に備えての措置.....	19
第1節 風水害に関する気象業務体制の整備.....	19

第2節 風水害に関する調査・研究及び情報内容の改善.....	20
第2章 災害発生時等における措置.....	21
第1節 警報・注意報の発表と伝達.....	21
第2節 二次災害の予防、復旧・復興のための支援.....	22
第5編 火山噴火災害対策編.....	23
第1章 災害に備えての措置.....	23
第1節 火山噴火災害に関する気象業務体制の整備.....	23
第2節 火山噴火災害に関する調査・研究及び情報内容の改善.....	23
第2章 災害発生時等における措置.....	24
第1節 火山現象警報等の発表と伝達.....	24
第2節 二次災害の予防、復旧・復興のための支援.....	25
第6編 事故災害対策編.....	26
第1章 災害に備えての措置.....	26
第2章 災害発生時等における措置.....	26
第7編 地域防災計画作成の基準となるべき事項.....	27
第1章 災害に備えての措置.....	27
第2章 災害発生時等における措置.....	27

気象庁防災業務計画

	昭和 5 4 年 1 0 月
修正	昭和 5 9 年 6 月
	平成 5 年 5 月
	平成 8 年 1 月
	平成 1 0 年 4 月
	平成 1 4 年 6 月
	平成 1 6 年 1 月
	平成 1 6 年 6 月
	平成 2 0 年 6 月
	平成 2 2 年 4 月

第 1 編 総 則

第 1 章 防災業務計画の目的

この計画は、災害対策基本法（昭和 3 6 年法律第 2 2 3 号）第 3 6 条第 1 項及び第 3 7 条第 1 項並びに大規模地震対策特別措置法（昭和 5 3 年法律第 7 3 号）第 6 条並びに東南海・南海地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法（平成 1 4 年法律第 9 2 号）第 6 条並びに日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法（平成 1 6 年法律第 2 7 号）第 6 条の規定に基づき、防災をめぐる社会構造の変化等を踏まえて、気象庁が行うべき所掌事務について防災に関しとるべき措置、地域防災計画の作成の基準となるべき事項、重点を置くべき事項等を定めて災害の防止・軽減に役立てることを目的とする。

第 2 章 防災業務計画の構成

この計画の構成は、第 1 編の総則に続き、第 2 編に気象庁における防災業務体制を、また、災害の種類によって防災対策が異なることから、第 3 編を地震・津波災害対策編、第 4 編を風水害対策編、第 5 編を火山噴火災害対策編、第 6 編を事故災害対策編に分類し、災害に備えての措置、及び災害発生時又は発生が予想される場合（以下「災害発生時等」という。）における措置を中心にそれぞれの段階における諸施策を具体的に記述し、第 7 編には地域防災計画作成の基準となるべき事項についてそれぞれ定める。また、第 3 編地震・津波災害対策編において、第 3 章に東海地震対策（地震防災強化計画）を、第 4 章には東南海・南海地震対策（東南海・南海地震防災対策推進計画）及び日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震対策（日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震防災対策推進計画）について定める。

この計画は、災害対策基本法第 3 6 条第 1 項の規定に基づき、毎年検討を加え、必要があると認める場合は随時修正するものとする。

第 3 章 防災業務計画の実施方針

気象庁における防災業務の主要な任務は、災害による被害の防止・軽減を目的として、防災関係省庁、都道府県等が行う防災対応に資するための気象、高潮、波浪、洪水の警報・注意報、緊急地震速報、津波警報・注意報、及び噴火警報並びに台風、大雨、竜巻等突風、地震・津波、あるいは火山噴火等の現象に関する情報等（以下「防災気象情報」という。）を適時・的確に防災関係省庁、都道府県等の防災機関に伝達するとともに、これらの機関や報道機関を通じて住民

に提供することにある。

このため、気象庁は自ら防災気象情報の改善を図るとともに、防災関係省庁及び都道府県等の防災機関、報道機関と連携を一層強化して、防災気象情報が総合的かつ有機的に活用されるよう、この計画に定めた各事項について積極的に推進を図るものとする。

第2編 気象庁における防災業務体制

第1章 災害に備えての措置

第1節 災害に備えての気象業務体制の整備

気象庁は、災害に結びつく自然現象の状況の的確な把握、防災気象情報の質的向上を図るとともに、防災関係省庁、都道府県等の防災機関や報道機関を通じて住民に適時・適切に提供するため、次の業務を重点として推進するものとする。

1. 気象業務の実施体制の整備

(1) 観測施設の整備・維持及び観測資料等の収集・整理

気象庁は、気象、高潮、高波、地震・津波及び火山現象等に関する観測施設を適切に整備・配置し、維持に努めるものとする。観測施設等の整備にあたっては耐震性を含めた信頼性の確保に努めるものとする。また、災害に結びつく詳細な自然現象の把握のために、防災関係省庁、都道府県等と協力して観測体制の充実に努めるものとする。

さらに、気象庁は、災害発生時等において防災気象情報を補完するための資料を防災関係省庁、都道府県等へ適時・適切に提供できるよう、過去の観測資料等を収集・整理し、データベース化を図るものとする。

(2) 情報処理・通信システムの整備・充実

ア 気象庁は、情報の収集・伝達に必要な通信システム及び防災気象情報の作成に必要な情報処理システムの整備・充実に努めるものとする。

イ 気象庁は、災害発生時における情報処理手段を確保するため、情報処理システムの耐震性の強化等所要の措置を講ずるよう努めるものとする。

ウ 気象庁は、災害発生時における情報の収集・伝達手段を確保するため、通信システムの耐震性の強化、有線系、衛星系等による伝送路の多重化等の推進に努めるものとする。

エ 気象庁は、都道府県の防災機関との非常通信体制を充実させるため、都道府県防災行政無線等他機関の通信手段と連係に努めるものとする。

(3) 防災気象情報の発表及び伝達体制の構築

ア 防災気象情報の発表

気象庁は、防災関係省庁、都道府県等の防災機関が行う防災活動の迅速な立ち上がりに資するよう、防災気象情報を適時・的確に発表するとともに、報道機関の協力を得て住民に周知するよう努めるものとする。

イ 防災気象情報の伝達

(ア) 気象庁は、防災気象情報の伝達先・伝達方法、受領責任者等についてあらかじめ都道府県等地域防災計画に定められるよう努めるものとする。

(イ) 気象庁から関係機関等への防災気象情報の伝達については、防災情報提供システムによる伝達を基本とするが、防災関係省庁及び都道府県とデータ交換等のオンライン接続が確立した場合においては、当該ルートを防災情報提供システムに準じた伝達ルートとして取り扱うものとする。

(ウ) 気象庁が伝達すべき機関は、気象業務法及び災害対策基本法等の関連法令により明記された防災機関等とする。

2. 災害発生時等における対策の円滑な実施に関する要領等の整備

(1) 災害対策要領の整備

気象庁は、台風、大雨、竜巻等突風、地震・津波、火山噴火等により社会に極めて重大な影響をもたらす災害発生時等において、迅速かつ円滑な気象業務を実施するため災害対策要領を別に定めるものとする。

なお、災害対策要領には災害発生時等に必要な下記の実施すべき業務とこれに必要な非常参集についてあらかじめ定めておくものとする。

ア 活動体制の構築・災害対策本部の構成に関すること

(ア) 災害対策本部の設置に至らない災害時の体制

(イ) 災害対策本部の設置基準及び構成

イ 非常参集体制に関すること

(ア) 参集基準

(イ) 要員の指名

(ウ) 連絡体制及び連絡手段

ウ 災害発生時等における業務実施に関すること

(ア) 気象官署内の指揮系統

(イ) 情報作成及び発表

(ウ) 通信対策

(エ) 防災機関への対応

(オ) 報道対応

(カ) 関係する気象官署との連絡体制

(キ) 非常参集要員が参集するまでの対応

(ク) 非常参集要員参集後の職務分担

(ケ) 物資の備蓄と支援体制

(2) 気象官署が被災した場合等のための業務継続計画の整備

気象庁は、気象官署の被災等により、通常の業務実施が困難となるような場合に備え、発災後に実施すべき災害応急対策業務及び必要性の高い一般継続優先業務等について業務継続計画を定めておくものとする。その際、業務の代行手順や各処理システム等の障害時における対応等についても定めておく。

(3) 災害対策要員の宿舎の確保

気象庁は、災害発生時等における業務を円滑かつ迅速に実施するため、非常参集職員の宿舎を可能な限り職場近傍に確保するよう努めるものとする。

第2節 防災関係省庁等との連携体制の整備

気象庁は、防災気象情報の迅速かつ確実な伝達、流言飛語等による混乱防止、防災知識の普及、防災気象情報の内容に対する理解の促進等を図るため、平常時から防災関係省庁等との連携体制を整備するものとする。

1. 情報伝達・連絡体制の整備

(1) 情報伝達方法・経路の構築

気象庁は、気象庁の発表する情報が、伝達すべき防災関係省庁等に迅速かつ確実に伝達されるよう、情報伝達経路の多重化等を考慮して、連絡体制の確立に努めるものとする。

る。

(2) 情報連絡体制の構築

気象庁は、夜間、休日においても防災気象情報が防災関係省庁等に確実に伝達されるよう、あらかじめ当該機関と協議して連絡体制の確認をしておくものとする。

2. 防災関係省庁等との連携による防災体制の強化

(1) 総合的な防災対策の企画・立案に関する調整

気象庁は、国の総合的な防災対策の企画・立案にあたって、自らの関係する資料・データを提供するとともに、意見等を提出することにより、中央防災会議における計画等の策定等に積極的に関与するものとする。

(2) 情報の共有化等

気象庁は、災害発生時等に防災関係省庁が発表する情報を収集するとともに、必要に応じて、防災関係省庁との共同調査の実施、防災施策連絡会議の開催等を推進することにより、情報の共有化に努めるものとする。

第3節 都道府県等との連携体制の整備

気象庁は、防災気象情報の迅速かつ確かな伝達、流言飛語等による混乱防止、防災知識の普及、防災気象情報の内容に対する理解の促進等を図るため、平常時から都道府県等との連携体制を整備するものとする。市町村に対しても、都道府県と連携し、適宜情報交換を実施する等連携体制を整備するものとする。

1. 情報伝達・連絡体制の整備

(1) 情報伝達方法・経路の構築

気象庁は、災害によって都道府県の防災機関の中核機能に重大な影響を及ぼす事態に備え、都道府県の防災機関との連絡が相互に迅速かつ確実に行えるよう、情報伝達ルート多重化及び情報交換ルートの明確化など連絡体制の確立に努めるものとする。

(2) 情報連絡体制の構築

気象庁は、夜間、休日においても防災気象情報が確実に伝達されるよう、あらかじめ都道府県と協議して連絡体制について確認しておくものとする。

2. 都道府県等との連携による防災体制の強化

(1) 定期的な打合せによる相互理解の促進

気象庁は、防災気象情報の伝達を円滑に行うため、都道府県等と定期的に打合せを行うなど相互理解の促進に努めるものとする。

(2) 防災気象情報に関する理解の促進

気象庁は、都道府県と連携し市町村防災担当者に対して防災気象情報についての理解の促進に努めるものとする。

(3) 地方防災会議・協議会への協力

気象庁は、都道府県及び市町村の地方防災会議及び協議会への積極的な関与、あるいは適宜情報交換を行うなどの、緊密な連携を図るものとする。また、気象庁は都道府県及び市町村が地域防災計画を作成する際に、必要な協力をするものとする。

(4) 観測データの活用

気象庁は、都道府県等が設置している観測施設のデータについて、協議・調整等の上防災気象情報等への活用を図るものとする。

(5) 観測施設設置等に対する協力

気象庁は、都道府県等が防災対策を講ずることを目的として観測施設を設置する場合には、必要な技術的協力を行うものとする。

(6) ハザードマップの作成に対する協力

気象庁は、都道府県等が津波や火山災害等に関するハザードマップを作成する際には、必要な協力を行うものとする。

(7) 都道府県とのオンライン情報交換の推進

気象庁は、防災気象情報の迅速かつ確実な伝達等を推進するため、地方气象台等と都道府県とのオンライン情報交換の推進に努めるものとする。

(8) 異常現象発見に関する通報に対する措置

気象庁は、市町村長等から災害が発生するおそれがある異常な現象を発見した旨の通報を受けた場合の対応について、あらかじめ定めておくものとする。特に、火山については当該火山周辺の市町村等に対して異常現象の確認が行えるよう、あらかじめ協力を求めておくものとする。

(9) 被害情報等の収集

気象庁は、都道府県から速やかに被害情報等を入手できるようあらかじめ協議しておくものとする。

(10) 的確な情報解説

気象庁は、発表する情報により、立入り規制等が行われる現象について、あらかじめ都道府県や市町村等と協議を行っておくものとする。また災害発生時等における流言蜚語等による社会的混乱を防止するために、速やかに打ち消しが図られるよう、あらかじめ都道府県等に協力を求めておくものとする。

第4節 報道機関との連携体制の整備

気象庁は、報道機関の協力を求めて、防災知識の普及や防災気象情報の国民への周知を行うものとする。このために必要な防災気象情報の伝達体制等を維持・運用する体制を整備するものとする。

1. 情報伝達・連絡体制の整備

(1) 情報伝達方法・経路の構築

気象庁は、自ら発表する注意報、警報等の防災気象情報を報道機関の協力により国民に周知するため、迅速かつ確実な伝達が行われるように伝達ルート多重化等その方法・経路の確立に努めるものとする。

(2) 情報連絡体制の構築

報道機関の中核機能が機能を失った場合を想定し、必要な代替措置などについてあらかじめ確認しておくものとする。

2. 報道機関との連携による防災体制の強化

気象庁は、報道機関と協力し、防災知識の普及や、防災気象情報を国民へ確実に伝えるために必要な通報業務の改善等に努めなければならない。特に、防災気象情報が、報道機関が有する各メディアにおいて迅速・確実に伝わるように、情報の内容・フォーマット、理解を促進する方策等について、報道機関との定期的な打ち合わせを行う等相互理解の促進と協力体制の構築に努めるものとする。

第5節 防災訓練及び研修の実施

気象庁は、災害発生時等における、迅速かつ的確な防災対策の円滑な実施に資するため、防災訓練を実施するものとする。また、災害が発生した場合において職員が迅速かつ的確な防災対応を図ることができるよう、職員の研修の充実に努めるとともに、都道府県等の防災機関が行う研修等に対して積極的に協力するものとする。

1. 防災訓練の実施

(1) 国及び都道府県等が行う防災訓練への参加

気象庁は、国が行う総合防災訓練に参画するほか、都道府県等、報道機関が主催する防災訓練に積極的に参加し、災害発生時等における防災機関との連携を強化するものとする。

(2) 防災気象情報の発表・伝達等に関する訓練、緊急地震速報を取り入れた訓練の実施

気象庁は、防災気象情報の発表・伝達等に関する訓練及び緊急地震速報を取り入れた地震発生時の対応行動の訓練を定期的の実施し、その内容の充実に努めるものとする。また、訓練の実施に際しては、必要に応じて防災関係省庁、都道府県等の防災機関や報道機関の参加を要請するなど、関係機関と一体的な防災活動の推進に努めるものとする。

(3) 夜間・休日の訓練、模擬訓練等の実施

気象庁は、夜間・休日の訓練、模擬訓練等を積極的に実施するものとする。実施にあたっては、災害発生時等において各種業務を円滑に実施するための、業務の優先順位の判断、通信システム等に障害が発生した場合における代替措置発動の迅速かつ確実な実施等に配慮し、実践に即した訓練に努める。

2. 研修の実施等

(1) 職員に対する研修

日常的に防災業務に必要な技術的事項、関係法令及び規程、報道対応等について研修に努めるものとする。また、気象大学校の各種研修課程に必要な科目の整備・充実に努めるものとする。

気象庁本庁は、必要に応じて研修資料を作成の上、各気象官署に配布するよう努めるものとする。

(2) 都道府県等の研修に対する協力

都道府県等の防災機関等が開催する研修等に対して、積極的に講師を派遣し防災知識の普及・啓発、防災気象情報の理解の促進に努めるものとする。

第6節 防災に関する調査・研究及び知識の普及・啓発の実施

1. 防災に関する調査・研究の推進

気象庁は、災害軽減・防止等に係る対策を効果的に実施するため、観測・予測精度の向上、情報の的確な伝達・提供等に資する調査・研究を推進するものとする。

2. 防災に関する知識の普及、意識の啓発

気象庁は、防災気象情報への理解の促進等が災害による被害を最小限にするための有効な手段であることを認識し、防災関係省庁、都道府県等、報道機関、関連学会等と協力の上、気象情報の活用能力の向上を含めた防災知識の普及・啓発の充実・強化を図り、国民の防災活動を推進するものとする。

(1) 平常時からパンフレット等の印刷物の作成、ホームページの活用、講演会の開催、講

師の派遣などにより気象情報の活用能力の向上を含めた防災知識の普及・啓発、防災気象情報の利活用の促進等を図るものとする。

- (2) 災害には地域特性があることから、各地域の過去の災害について整理し広く紹介に努めるものとする。
- (3) 都道府県等の協力を得て、防災関係者及び一般向けの講習会等を実施し、防災知識の普及・啓発等を図るほか、気象庁の果たす役割の説明等を行うものとする。
- (4) 都道府県、報道機関等とあらかじめ協議の上、高齢者、障害者、外国人など災害時要援護者に十分配慮した防災気象情報の提供について検討を進めるものとする。

第2章 災害発生時等における措置

第1節 活動体制の確立と業務の実施

1. 活動体制の確立と災害対策本部の設置

気象庁は、災害発生時等においても防災気象情報の適時・的確な発表・伝達体制を維持するとともに、災害対策要領に基づき以下の活動体制を確立し、必要な業務の代行、応援措置あるいは官署施設の復旧等に努めるものとする。

(1) 災害対策本部等においてとるべき措置

大規模な地震等が発生し被害が生じた場合、もしくは大規模な被害があったと思われる場合には、該当官署は速やかに災害対策本部を設置し、気象庁本庁等と連携を図りつつ災害対策を講ずるものとする。また、災害の規模、状況等を総合的に判断して、災害対策本部に代えて災害対策連絡会議を設置するものとする。

ア 設置基準

大規模な災害が発生した場合、又は大規模な被害があったと思われる場合

イ 災害対策本部等においてとるべき措置

(ア) 情報収集に関すること

(イ) 緊急に行うべき事項の調整

(ウ) 関係機関及び気象官署間の連絡・調整に関すること

(2) 気象官署が被災した場合においてとるべき措置

ア 職員の安否の確認

イ 職員の家族との連絡体制・救援態勢の確立

ウ 業務遂行の範囲と代行措置の判断

エ 帰宅計画（職員の休養及び交代要員の確保のための対策）の策定

オ 被害状況の把握

カ 施設等の破損箇所の防護と修復、二次災害防止対策

キ 防災機関、特に都道府県等との連絡体制の確保

ク 被災地域周辺の気象官署への応援等の指示

ケ その他、第2編第1章第1節第2項に定める事項の実施

(3) 通信等の施設障害が発生した場合にとるべき措置

気象庁は、システム等に障害が発生した場合に的確に状況を把握し、迅速な復旧に努めるとともに、システム等に障害が発生した場合の代替措置の発動を迅速、的確、かつ円滑に実施するものとする。

(4) 措置状況等の情報共有

気象庁は、上記の措置を的確に実施するため、対応状況等について速やかに官署間の情報共有を図るものとする。

2. 総理大臣官邸への参集

大規模地震等による緊急事態が発生した際には、気象庁次長は閣議で決定された緊急参集チームの一員として官邸に参集し、関係情報の収集・伝達の任務にあたるものとする。

3. 政府非常災害対策本部及び緊急災害対策本部等への本部員等の派遣

気象庁は、国が非常災害対策本部等を設置した場合には、あらかじめ定められた本部員及び事務局員等を直ちに当該本部に派遣するとともに、自然現象に関する状況等の説明を行うものとする。非常災害現地対策本部及び緊急災害現地対策本部が設置された場合においても同様とする。

4. 災害対策関係省庁連絡会議への職員の派遣

気象庁は、大規模な災害発生時等において、災害対策関係省庁連絡会議が開催された場合には、速やかに関係職員を派遣し、自然現象に関する状況等について説明を行うものとする。

5. 広域な災害への応援体制

管区・沖縄気象台は、必要に応じて被災地域周辺の気象官署に対する当面の応援について隣接する気象官署に指示するものとする。また、気象庁本庁は管区・沖縄気象台間で支援が必要となった場合、必要な調整をするものとする。

6. 竜巻等突風、高潮・高波・副振動、地震及び火山噴火等による災害への対応のための要員の派遣

気象庁は、竜巻等突風、高潮・高波・副振動、地震、火山噴火等の規模及び被害状況を勘案の上必要と認める場合に、被災地域周辺の竜巻等突風、高潮・高波・副振動、地震観測、地震災害、火山現象等の調査を行い、状況等を把握するため及び気象や余震に関する情報提供など地方公共団体等の支援のため機動調査班（JMA-MOT）等の派遣を実施するものとする。

上記の派遣については、大規模災害が発生した場合等に、必要に応じ、緊急災害対策派遣隊（TEC-FORCE）と称するものとする。

7. 緊急通行車両としての登録

気象庁は、災害応急対策を実施するために必要な下記の車両を用いる場合には、速やかに都道府県知事又は公安委員会に対して緊急通行車両の申し出を行うものとする。

(1) 地震機動観測又は火山機動観測の実施のために必要な車両

(2) 台風、大雨、竜巻等突風、高潮・高波、地震・津波、火山現象等に関する観測、通信施設の設置・点検等のために必要な車両

(3) 現地気象官署等への職員派遣等の際に使用される車両

(4) その他、災害の発生を防御し、又は災害の拡大を防止するために必要な情報収集のための観測、調査、施設の設置・点検等の実施に必要な車両

8. 顕著な災害をもたらした自然現象に対する命名

気象庁は、大雨、地震・津波、火山噴火等による顕著な災害があった場合は、速やかにその現象について命名するものとする。

第2節 災害発生時等における業務の優先順位

気象庁は、災害発生時等においては、第1編第3章の実施方針に基づき、緊急を要する防災気象情報の発表・伝達業務を優先することとし、原則として以下の丸数字の順位で業務を実施するものとする。この業務の対応のための手順については、災害対策要領に定めておくものとする。

なお、以下の業務の優先順位は所掌している業務の範囲において適宜順位を組み替えて設定するものとする。また、関連機器への障害対応についても下記の業務の順位と整合の上実施するものとする。

1. 一般気象業務の優先順位

(1) 地震・火山関係業務

- ① 津波警報・注意報の発表・伝達
- ② 東海地震に関連する情報の発表・伝達
- ③ 噴火警報（居住地域）の発表・伝達
- ④ 緊急地震速報（警報）の発表・伝達
- ⑤ 震度5弱以上の震度が観測された場合（推定を含む）における地震情報の発表・伝達
- ⑥ その他の地震・津波・火山情報の発表・伝達

(2) 気象警報等の予報業務

- ① 気象、高潮、波浪、洪水警報、指定河川洪水警報、土砂災害警戒情報の発表・伝達
- ② 台風に関する気象情報（台風指示報、全般台風情報）の発表
- ③ 記録的短時間大雨情報の発表・伝達
- ④ 海上警報の発表・通報
- ⑤ 気象、高潮、波浪、洪水注意報、指定河川洪水注意報の発表・伝達
- ⑥ 竜巻注意情報の発表・伝達
- ⑦ 火災気象通報の発表・伝達
- ⑧ 府県天気予報の発表
- ⑨ 海上予報の発表
- ⑩ 府県週間天気予報の発表
- ⑪ 地域時系列予報、地方天気分布予報の発表
- ⑫ その他の気象情報の発表

(3) 気象観測業務

- ① レーダー気象観測・通報
- ② 地上（自動）及び地域気象観測・通報
- ③ 気象衛星による観測・通報
- ④ 高層気象観測・通報
- ⑤ ウィンドプロファイラ観測・通報
- ⑥ その他の気象観測・通報

(4) 地球環境・海洋関係業務

- ① 検潮所等観測施設状況及びデータ伝送状況の確認・復旧
- ② 波浪・高潮予測情報の作成・提供
- ③ 波浪・高潮観測情報の提供
- ④ 大規模油流出事故発生時における長期漂流予測計算の実施・伝達及び気象・海象情報

の提供

2. 航空気象業務の優先順位

(1) 航空気象予報

- ① 飛行場警報、シグメット情報の発表・伝達
- ② 運航用飛行場予報の発表
- ③ 飛行場気象情報、運航用飛行場予報(時系列形式)の発表
- ④ その他の航空気象情報の発表

(2) 航空気象観測

- ① 航空地上気象観測・通報
- ② その他の航空気象観測・通報

第3節 防災関係省庁、都道府県、報道機関等との連携

気象庁は、災害発生時等において、本編第1章第2節、第3節及び第4節で整備された体制に基づいて、防災関係省庁、都道府県、報道機関等と連携して、防災情報の迅速かつ確実な伝達等を図り、一体的な防災活動の推進に努めるものとする。

第4節 災害発生後の調査報告

気象庁は、台風、大雨、竜巻等突風、地震・津波、火山噴火等による災害が発生した場合、「災害時自然現象報告書作成指針」に定めるところにより、その災害の原因となった自然現象について調査し、その成果を速やかに発表し防災業務等に役立てるものとする。

第3編 地震・津波災害対策編

気象庁は、地震・津波災害の特徴を踏まえて、緊急地震速報（警報）、緊急地震速報（予報）、津波警報・注意報、津波予報及び地震・津波情報を適時・的確に発表するものとする。

第1章 災害に備えての措置

第1節 地震・津波災害に関する気象業務体制の整備

気象庁は、地震・津波災害に結びつく自然現象の状況の的確な把握、緊急地震速報（警報）、緊急地震速報（予報）、津波警報・注意報及び津波予報の精度向上、地震・津波情報の内容の改善を図るとともに、緊急地震速報（警報）、津波警報・注意報、津波予報及び地震・津波情報を都道府県等の防災機関、報道機関を通じて住民に適時・適切に提供するため、次の業務を重点として推進するものとする。

1. 地震津波対策業務の実施への取り組み

(1) 緊急地震速報（警報）、緊急地震速報（予報）、津波警報・注意報及び地震・津波情報の発表

気象庁は、地震計、計測震度計、津波観測施設等の観測データを処理し、迅速かつ的確に緊急地震速報（警報）、緊急地震速報（予報）、津波警報・注意報、津波予報及び地震・津波情報を発表するものとする。

(2) 緊急地震速報（警報）、津波警報・注意報、津波予報及び地震・津波情報の伝達

気象庁は、緊急地震速報（警報）の伝達に関して、日本放送協会等放送を通じた住民等への周知ルートその他、都道府県等を通じた迅速、確実かつ広範な周知ルートが整備されるように働きかけるものとする。

気象庁は、緊急地震速報（警報）、津波警報・注意報、津波予報及び地震・津波情報の伝達についてあらかじめ都道府県等地域防災計画に定められるよう努めるものとする。

2. 地震・津波に関する観測施設の整備

気象庁は、日本及びその周辺域の地震活動等を監視するため、地震計、計測震度計及び津波観測施設などを適切に整備・配置し、常時地震観測、計測震度観測、精密地震観測、地殻変動観測、機動観測及び津波観測を実施するものとする。また、地震・津波災害に結びつく自然現象の把握のために、防災関係省庁、大学等関係機関、都道府県等と協力して観測体制の充実に努めるものとする。

3. 地震機動観測機器の整備・充実

気象庁は、地震機動観測を実施するために必要な測器、その他の機器の整備・充実に努めるものとする。

4. 津波予報区の基準の設定

気象庁は、津波警報・注意報等が、津波発生時等において、都道府県等が行う円滑な防災対策、国民の自主的防災行動に役立てられるよう、津波予報区を設定するとともに、津波警報・注意報の高度化、情報内容の改善を図りつつ、適正な津波警報・注意報に努めるものとする。

5. 地震・津波関係資料の収集・整理

気象庁は、災害発生時等において津波警報・注意報、津波予報及び地震・津波情報を補完するための資料を防災機関へ適時・適切に提供できるよう、過去の地震・津波関係資料を収集・整理し、データベース化を図るものとする。

6. 平常時における情報提供

気象庁は、平常時から地震活動に関する観測成果等を都道府県等の防災機関に提供するとともに、報道機関の協力を得て住民に周知するよう努めるものとする。

第2節 地震・津波災害に関する調査・研究及び情報内容の改善

1. 緊急地震速報（警報）、緊急地震速報（予報）、津波警報・注意報、津波予報及び地震・津波情報の充実

気象庁は、地震・津波現象による被害を最小限にとどめるため、危機管理に即応した、利用しやすくわかりやすい緊急地震速報（警報）、緊急地震速報（予報）、津波警報・注意報、津波予報及び地震・津波情報を発表するため、以下の具体的方策の実施に努めるものとする。

- (1) 緊急地震速報（警報）、緊急地震速報（予報）の予測精度の向上を図り、利活用の促進に努めるものとする。
- (2) 津波警報・注意報、津波予報について、各種調査・研究成果の津波予測手法への応用・導入を進め、より精度の高い津波予測への改善に努めるものとする。また、緊急地震速報（警報）、緊急地震速報（予報）の技術の活用等により、津波警報・注意報の一層の迅速化に努めるものとする。
- (3) 地震に関する情報の活用の促進に努めるものとする。また、津波情報について、情報受領者が理解しやすく、避難等の緊急対応に効果的に利用されるよう、発表形式等の改善に努めるものとする。

2. 緊急地震速報（警報）、緊急地震速報（予報）、津波警報・注意報、津波予報及び地震・津波情報等に関する住民の意識調査の推進

気象庁は、都道府県等の防災機関及び住民における、地震・津波災害、緊急地震速報（警報）、緊急地震速報（予報）、津波警報・注意報、津波予報及び地震・津波情報に対する意識などに関する調査の実施に努めるものとする。

3. 地震・津波災害に関する調査・研究の促進

気象庁は、防災関係省庁との緊密な連携を図りつつ、観測データ及び研究成果の流通の促進、観測研究体制の充実等を推進するものとする。

4. 防災機関への調査・研究成果の提供

気象庁は、地震・津波に関する調査・研究の成果が防災対策に役立てられるよう、防災関係省庁及び都道府県等の防災機関への情報提供等に努めるものとする。

5. 地震調査研究推進本部等との連携

気象庁は、我が国における地震に関する調査・研究を推進するため、地震調査研究推進本部等へ積極的な参画、あるいは密接な連携を図るものとする。

第2章 災害発生時等における措置

第1節 緊急地震速報（警報）、緊急地震速報（予報）、津波警報・注意報、津波予報及び地震・津波情報の発表と伝達

1. 緊急地震速報（警報）、緊急地震速報（予報）、津波警報・注意報、津波予報及び地震・津波情報の発表

気象庁は、地震が発生した場合には必要に応じ、次の情報を迅速かつ的確に発表するものとする。この場合、津波警報・注意報は人命に大きくかかわるため他の業務に優先する

ものとする。また、緊急地震速報のための業務は、津波警報・注意報及び東海地震に関連する情報、噴火警報（居住地域）の発表・伝達を除く他の業務に優先するものとする。

(1) 緊急地震速報（警報）、緊急地震速報（予報）

(2) 津波警報・注意報、津波予報

(3) 地震・津波情報

2. 緊急地震速報（警報）の伝達

気象庁は、発表した緊急地震速報（警報）を日本放送協会に伝達するとともに、報道機関の協力を求めて、広く住民に周知させるよう努めるものとする。また、（財）気象業務支援センター（以下「センター」）を通じ、緊急地震速報（警報）がその利用者に周知されるよう、センターへの緊急地震速報（警報）の確実な提供に努めるものとする。

3. 津波警報・注意報、津波予報及び地震・津波情報の伝達

気象庁は、発表した津波警報・注意報、津波予報及び地震・津波情報を直ちに防災情報提供システム等を用いて警察庁又は都道府県警察、海上保安庁、東日本電信電話株式会社、西日本電信電話株式会社、日本放送協会、都道府県等の防災機関に伝達するとともに、報道機関の協力を求めて住民に周知させるよう努めるものとする。

4. 防災関係省庁への緊急地震速報（警報）、津波警報・注意報、津波予報及び地震・津波情報の伝達

気象庁は、国の迅速かつ的確な災害応急対策に役立てるため、官邸及び防災関係省庁へ津波警報・注意報、津波予報及び地震・津波情報を直ちに伝達するものとする。また、官邸及び防災関係省庁へ緊急地震速報（警報）の提供に努めるものとする。

5. 都道府県等への防災気象情報の解説

気象庁は、都道府県、市町村もしくはこれら災害対策本部から津波警報・注意報、津波予報及び地震・津波等の現象の状況に関する解説等を求められた場合には積極的に協力するものとする。

6. 記者発表を通じた防災気象情報の解説

気象庁は、津波警報・注意報の発表時及び顕著な地震の発生時等において、速やかに報道機関に対して地震・津波等の現象に対する状況説明、津波警報・注意報等に対する解説を行い、住民の津波警報・注意報等の正確な理解、人心の安定、混乱防止を図るものとする。

第2節 二次災害の予防、復旧・復興のための支援

1. 二次災害の防止

気象庁は、二次災害の防止のため、都道府県、報道機関等に対して余震に関する情報、及び気象警報・注意報等の気象等に関する情報並びに都道府県と共同して行う土砂災害警戒情報を適時・適切に提供するものとする。この場合、気象警報、気象注意報、土砂災害警戒情報等の発表基準は都道府県等の関係機関と調整し暫定的に設定するなど必要な措置を図るものとする。

2. 復旧・復興に向けた支援

気象庁は、被災地域における災害の復旧・復興を支援するため、観測データや気象、地象等総合的な情報を適時・適切に提供するものとする。

第3章 東海地震対策（地震防災強化計画）

地震防災対策強化地域（以下「強化地域」という。）に係る地震防災についての気象庁の役割は、気象庁長官から内閣総理大臣への地震予知情報の報告を含む地震予知情報等の伝達等及び防災関係省庁、都道府県等、報道機関及び住民への地震、津波その他の現象に関する情報の迅速かつ確実な提供である。本計画は、本編第1章、第2章によるもののほか、気象庁の役割を果たすために必要な事項について「東海地震の地震防災対策強化地域に係る地震防災基本計画（平成15年7月）」及び「東海地震応急対策活動要領（平成15年12月）」に沿って定めるものである。

第1節 地震防災応急対策に係る措置

1. 地震予知情報等の伝達等

（1）東海地域における地殻活動の監視

気象庁は、東海地域における地殻活動を常時監視し、異常発見に努めるとともに、的確な措置がとれる体制を整備・維持するものとする。また、観測機器の保守に努めるものとする。

（2）東海地震に関連する情報の発表

気象庁は、東海地震予知情報、東海地震注意情報、東海地震観測情報（以下「東海地震に関連する情報」という。）を適時・的確に発表する体制を整備・維持するものとする。

（3）東海地震に関連する情報の伝達

気象庁は、東海地震に関連する情報を、伝達すべき機関に迅速かつ確実に伝達されるようその経路及び方法を具体的に定めるものとする。

2. 地震防災応急対策の実施要員の確保及び活動体制の構築等

（1）地震防災応急対策の実施要員の確保

気象庁は、地震防災応急対策を実施するための気象庁職員の動員計画を定めるものとする。この場合において、交通機関の利用ができない事情等の発生の可能性を勘案し、居住地を中心とする動員についても検討するものとする。

（2）職員及び施設設備の保安

気象庁は、地震防災応急対策業務の遂行に係る職員の安全確保に必要な措置を強化するように努めるとともに、気象官署の施設設備の災害に対する安全性の改善に努めるものとする。

（3）地震災害警戒本部の設置

気象庁は、警戒宣言が発せられた場合には、気象庁地震災害警戒本部を設置するものとする。

3. 警戒宣言時等の広報

（1）広報の実施

気象庁は、東海地震に関連する情報が、住民等の行動に密接に関係することから、その内容等について住民等が容易に理解できるようわかりやすい解説に努めるとともに、報道機関等の協力を得て、広報を強化することとする。また、広報の実施にあたっては、その迅速かつ確実な実施を可能とする措置を考慮するものとする。

（2）問い合わせ窓口の整備

気象庁は、住民等からの問い合わせに対応できるよう、そのための窓口等の体制を整備するものとする。

4. 地震防災応急対策の実施状況等に関する情報の収集・伝達等

(1) 実施状況等に関する情報の収集・伝達

気象庁は、地震防災応急対策の実施状況、その他東海地震に関連する情報を発表した後の諸般の状況を具体的に把握するため、地方気象台等からの各種の情報の収集体制を整備し、定めるものとする。この場合において、これらの情報が迅速かつ確実に地震災害警戒本部等に集中するよう措置するものとする。

(2) 情報の収集・伝達の方法等

気象庁は、地震災害警戒本部等からの指示事項等の伝達が迅速かつ確実に行われるようその経路及び方法を定めるものとする。また、地震防災応急対策に係る措置の実施状況の報告等については、それぞれの報告等の送受を行う部局、具体的に報告等の対象となる事項等を定めるものとする。

第2節 大規模な地震に係る防災訓練

気象庁は、強化地域に係る大規模な地震を想定した防災訓練を年1回以上実施するものとし、その実施内容、方法等を定めるものとする。この訓練は、警戒宣言前の準備体制、警戒宣言に伴う地震防災応急対策及び発災後の災害応急対策等に係るものについて行うものとする。この場合において、他の訓練主体等と共同して訓練を行うように配慮する。また、予想される地震の影響等が広域にわたることを配慮し、防災関係省庁、都道府県等との連携を図ることに努めるものとする。さらに、逐年その訓練内容を高度かつ実践的なものとするよう努めるものとする。

第3節 地震防災上必要な研修及び広報

1. 研修

気象庁は、職員等に対して、その果たすべき役割等に相応した地震防災上の研修を実施するものとし、その実施内容、方法等を定めるものとする。この研修の中には、少なくとも次の事項を含むものとする。

- (1) 警戒宣言の性格及びこれに基づきとられる措置の内容
- (2) 東海地震の予知に関する知識
- (3) 東海地震に関連する情報の内容
- (4) 予想される地震動及び津波に関する知識
- (5) 東海地震に関連する情報が発表された場合及び地震が発生した場合に具体的にとるべき行動に関する知識
- (6) 職員等が果たすべき役割
- (7) 地震防災対策として現在講じられている対策に関する知識
- (8) 今後地震対策として取り組む必要のある課題

2. 広報

気象庁は、住民等に対して、東海地震の切迫性や東海地震に係る防災知識の普及、啓発に努めるものとする。この広報の中には、少なくとも次の事項を含むものとする。

- (1) 警戒宣言の性格及びこれらに基づきとられる措置の内容
- (2) 東海地震の予知に関する知識
- (3) 東海地震に関連する情報の内容

- (4) 予想される地震動及び津波に関する知識
- (5) 東海地震に関連する情報が発表された場合及び地震が発生した場合に具体的に取るべき行動に関する知識
- (6) 防災関係機関が講ずる地震防災応急対策等の内容
- (7) 正確な情報を確認するための情報の入手方法

第4章 東南海・南海地震対策（東南海・南海地震防災対策推進計画）及び日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震対策（日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震防災対策推進計画）

東南海・南海地震防災対策推進地域及び日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震防災対策推進地域（以下「推進地域」という。）に係る地震防災についての気象庁の役割は、防災関係省庁、都道府県等、報道機関及び住民への地震、津波その他の現象に関する情報の迅速かつ確実な提供である。本計画は、本編第1章、第2章によるもののほか、気象庁の役割を果たすために必要な事項について「東南海・南海地震防災対策推進基本計画（平成16年3月）」及び「東南海・南海地震応急対策活動要領（平成19年3月）」、並びに「日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震防災対策推進基本計画（平成18年3月）」及び「日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震応急対策活動要領（平成19年6月）」に沿って定めるものである。

第1節 津波からの防護及び円滑な避難の確保に関する事項

1. 津波に関する情報の伝達等

(1) 推進地域における地殻活動の観測

気象庁は、推進地域における地殻活動の観測を強化するとともに、的確な措置がとれる体制を整備・維持するものとする。また、観測機器の保守に努めるものとする。

(2) 津波警報等の発表

気象庁は、東南海・南海地震及び日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震が発生した場合に迅速かつ確実に津波警報等を発表する体制を整備・維持するものとする。

(3) 津波警報等に関連する情報の伝達

気象庁は、津波警報等を、伝達すべき機関に迅速かつ確実に伝達されるようその経路及び方法を具体的に定めるものとする。

2. 避難対策等

気象庁は、都道府県等が住民等及び観光客等が津波来襲時に的確な避難を行うことができるようにハザードマップの作成・周知、ワークショップの開催その他の津波からの避難に関する意識を啓発するための方策を実施する場合には、これらに対する技術的支援等を積極的に行うとともに、津波に対する心得についての広報等、国民の意識を啓発するための対策について定めるものとする。

第2節 東南海・南海地震及び日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震に係る防災訓練

気象庁は、推進地域に係る大規模な地震を想定した防災訓練を年1回以上実施するよう努めるものとし、その実施内容、方法を定めるものとする。この場合において、他の訓練主体等と共同して訓練を行うように配慮する。また、予想される地震の影響等が広域にわたることを配慮し、防災関係機関、都道府県等との連携を図ることに努めるものとする。さらに、逐年その訓練内容を高度かつ実践的なものとするよう努めるものとする。

第3節 地震防災上必要な研修及び広報

1. 研修

気象庁は、職員等に対して、その果たすべき役割等に相応した地震防災上の研修を実施するものとし、その実施内容、方法等を定めるものとする。この研修の中には、少なくとも次の事項を含むものとする。

- (1) 東南海・南海地震及び日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震の発生機構に関する知識
- (2) 東南海・南海地震及び日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震に伴い発生すると予想される地震動及び津波に関する知識
- (3) 地震及び津波に関する一般的な知識
- (4) 地震が発生した場合に具体的にとるべき行動に関する知識
- (5) 職員等が果たすべき役割
- (6) 地震防災対策として現在講じられている対策に関する知識
- (7) 今後地震対策として取り組む必要のある課題

2. 広報

気象庁は、住民等に対して、過去に発生した東南海・南海地震及び日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震による被害の状況や、今後発生する東南海・南海地震及び日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震により予想される被害、東南海・南海地震及び日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震に係る防災知識の普及、啓発に努めるものとする。この広報の中には、少なくとも次の事項を含むものとする。

- (1) 東南海・南海地震及び日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震に伴い発生すると予想される地震動及び津波に関する知識
- (2) 地震及び津波に関する一般的な知識
- (3) 地震が発生した場合に具体的にとるべき行動に関する知識
- (4) 防災関係機関が講ずる災害応急対策等の内容
- (5) 正確な情報を確認するための情報の入手方法

第4編 風水害対策編

気象庁は、風水害の特徴を踏まえて、気象、高潮、波浪、洪水の警報・注意報及び気象等に関する情報（以下「気象警報・注意報等」という。）を適時・的確に発表するものとする。

なお、本編においては雪害を含めるものとする。

第1章 災害に備えての措置

第1節 風水害に関する気象業務体制の整備

気象庁は、台風、大雨、竜巻等突風など、風水害に結びつく自然現象の状況を的確に把握し、気象警報・注意報等の精度向上を図り、これらの情報を都道府県等の防災機関及び報道機関を通じて住民に適時・適切に提供するため、次の業務を重点として推進するものとする。また、気象庁は、風水害に結びつく自然現象の把握のために、都道府県等の防災機関と協力して観測体制の充実に努めるものとする。

1. 風水害対策業務の実施への取り組み

- (1) 気象庁は、台風、大雨、竜巻等突風など、災害をもたらす気象現象の予測業務実施のために、これらの業務処理に必要な計算機資源などの確保等、必要な措置を講ずるものとする。
- (2) 気象庁は、予報業務の実施のためデータの収集・配信に必要な通信等の情報処理能力の確保に努めるものとする。
- (3) 大雨など風水害発生時には、広範な実況値による気象現象の監視が必要であることから、気象庁は都道府県等の観測データの入手に努めるものとする。
- (4) 気象警報・注意報等の発表

気象庁は、大雨等による災害の発生が予測された場合に行う気象警報・注意報等については、気象業務法によるほか、以下の基本的な考え方により運用を図るものとする。

ア 大雨、暴風など警報の対象とする現象について警報を行う必要性がごく近い将来予想される場合、注意報によりその旨予告するものとする。

イ 気象情報は、気象警報・注意報の発表前に、防災機関等が防災対策を講ずる上で時間的余裕を持って発表するアラーム的機能と、警報・注意報を発表後に実況などを含めて防災上必要な事項を補う補完的機能を持つものとする。

(5) 気象警報・注意報等の伝達

気象庁は、気象警報・注意報等の伝達についてあらかじめ都道府県等地域防災計画に定められるよう努めるものとする。

2. 台風、大雨、竜巻等突風、高潮・高波等に関する観測施設の整備

気象庁は、自然現象を的確に把握するため、地上から大気上層までの気温・気圧・風、降水等の大気現象、また、高潮・高波等の海洋現象を観測するための施設を適切に整備・配置し観測を実施するものとする。

3. 予報区及び基準の設定

気象庁は、気象警報・注意報等が、台風や大雨等による災害発生時等において、都道府県等が行う円滑な災害応急対策、国民の自主的防災行動に役立てられるよう、以下の事項に留意し気象警報・注意報等の高度化、情報内容の改善に努めるものとする。平成22年5月から、市町村を対象とした気象警報・注意報の発表を実施する。

- (1) 気象警報・注意報等を行うための予報区の地域細分並びに警報及び注意報の基準の設定にあたっては、該当する気象現象等に対する予測可能性を担保しつつ、都道府県等の

防災機関の出動体制、防災体制の整備状況などとの調整を図り決定するものとする。このための具体的かつ標準的な作業手順については、気象庁本庁において策定するものとする。

- (2) 気象庁は、地域によって異なる現象の発生の要因や災害の規模を考慮に入れて、当該予報区での地域細分、気象要素ごとの基準の設定を行うものとする。この場合、当該地域の気象現象等と災害との関係の調査のため、都道府県等の防災機関から災害資料などの入手に努めるものとする。また、防災体制の変更など防災機関の動向についても十分に情報入手に努め、適宜見直しを図り、都道府県等防災会議に周知するものとする。

4. 気象関係資料の収集・整理

気象庁は、災害発生時等において気象警報・注意報等を補完するための資料を防災機関へ適時・適切に提供できるよう、過去の関係資料を収集・整理し、データベース化を図るものとする。

第2節 風水害に関する調査・研究及び情報内容の改善

1. 気象警報・注意報等の充実（予報精度の向上、利用の高度化）

- (1) 気象庁は、数値予報、短時間予報等の技術開発を推進するものとする。
- (2) 予報精度向上のためには、発表した気象警報・注意報等の精度の評価が必要であることから、気象庁本庁は定量的な評価を行うとともに、府県予報区担当官署が事例調査を行う場合の基本的手順を定めるものとする。また、これに基づき府県予報区担当官署では事例調査を推進するものとする。
- (3) 竜巻等突風による災害が発生した場合又は竜巻の発生を示唆する情報を得た場合において、気象官署の長の総合的な判断に基づいて、速やかに現地調査を行うよう努めるものとする。
- (4) 気象庁は、解析雨量、降水短時間予報等時間的・地域的に細分化した大雨予測技術の精度向上を行うものとする。また、量的予報の気象警報・注意報等への利用に向けた技術開発を推進するものとする。
- (5) 気象庁は、台風等に伴う高潮や波浪の量的な予測精度の向上のための技術開発を推進するものとする。
- (6) 気象庁は、台風による風水害の防止・軽減に資することを目的として、台風の進路・強度に対する予報の精度向上のための技術開発を推進するものとする。
- (7) 気象庁は、国土交通省及び都道府県と協力し、大雨等により発生する土砂災害の予報の精度向上のための技術開発を推進するものとする。
- (8) 気象庁は、竜巻等突風の予報の精度向上のための技術開発を推進するものとする。
- (9) 気象庁は、都道府県等の防災機関が風水害による危険度を具体的に把握できるよう適切な形態で気象警報・注意報等の伝達に努めるものとする。
- (10) 気象庁は、総務省消防庁又は都道府県等の防災機関と連携を図り、気象警報・注意報等の利用の高度化に努めるものとする。

2. 風水害に関する調査・研究の促進

気象庁は、台風や大雨などによる被害の防止・軽減に役立てるための研究、特に気象現象等の地域特性に関する調査・研究を推進するものとする。

3. 風水害や気象警報・注意報等に関する住民の意識調査の推進

気象庁は、防災機関や住民の風水害や気象警報・注意報等に対する意識などに関する調査の実施に努めるものとする。

4. 防災機関への調査・研究成果の提供

気象庁は、台風や大雨に関する調査・研究の成果が防災対策に役立てられるように、防災関係省庁及び都道府県等の防災機関への情報提供等に努めるものとする。

第2章 災害発生時等における措置

第1節 警報・注意報の発表と伝達

1. 警報・注意報等の発表

(1) 警報・注意報

気象庁は、大雨や強風等により災害の起こるおそれがある場合に注意報、重大な災害の起こるおそれがある場合に警報を適時・的確に発表するものとする。

(2) 台風や大雨、竜巻等突風等に関する気象情報

気象庁は、警報や注意報を補完するため台風や大雨、竜巻等突風等が予想される場合に、気象状況の推移や予想及び防災上必要な事項を含めた気象情報を適時・的確に発表するものとする。

(3) 雨量予報

気象庁は、迅速な水防活動の立ち上がりを支援するために、降水短時間予報等の雨量予報の提供に努めるものとする。

2. 国土交通省との共同による洪水予報の発表

気象庁は、二以上の都府県の区域にわたる河川、又は流域面積が大きく洪水により国民経済上重大な損害を生ずるおそれのある河川のうち、国土交通大臣が指定したものについて、国土交通省と共同して河川の水位又は流量を含める洪水予報・警報を、はん濫した後においては水位若しくは流量又ははん濫により浸水する区域及びその水深を発表するものとする。また、気象庁は国土交通省と協議の上、洪水予報の高度化を図ることを目的として、洪水予報作業に必要なデータ交換のオンライン化等、その高度化の推進に努めるものとする。

3. 都道府県との共同による洪水予報の発表

気象庁は、国土交通大臣が洪水予報河川として指定したもの以外で、かつ流域面積が大きく洪水により相当な損害を生ずるおそれのある河川のうち、都道府県知事が指定したものについて、都道府県と共同して河川の水位又は流量を含める洪水予報・警報を発表するものとする。また、気象庁は都道府県と協議の上、洪水予報の高度化を図ることを目的として、洪水予報作業に必要なデータ交換のオンライン化等、その高度化の推進に努めるものとする。

4. 都道府県との共同による土砂災害警戒情報の発表

気象庁は、大雨による土砂災害の危険度が高まったときに、都道府県と共同して土砂災害警戒情報を発表するものとする。

5. 気象警報等の伝達

気象庁は、発表した気象警報等を速やかに防災情報提供システム等により都道府県、国土交通省、海上保安庁、東日本電信電話株式会社、西日本電信電話株式会社、日本放送協

会等報道機関に伝達するとともに、これら機関の協力を得て適切に住民に提供するものとする。

6. 都道府県等への防災気象情報の解説

気象庁は、都道府県、市町村もしくはこれら災害対策本部から気象現象の状況に関する解説等を求められた場合には積極的に協力するものとする。

7. 記者発表を通じた防災気象情報の解説

気象庁は、必要に応じて記者発表等を通じて報道機関に対し気象現象に対する説明、気象警報・注意報等に対する解説を行い、住民等への正確な伝達、人心の安定、混乱防止を図るものとする。

第2節 二次災害の予防、復旧・復興のための支援

1. 二次災害の防止

気象庁は、二次災害防止のため、都道府県等の防災機関及び報道機関に対して気象警報・注意報等を適時・適切に提供するものとする。この場合、警報・注意報の基準は弾力的に運用するなど必要な措置を図るものとする。

2. 復旧・復興に向けた支援

被災地域における災害の復旧・復興を支援するため、当該地域における災害特性等に関する助言、観測データや気象、地象等総合的な資料を適時・適切に提供するものとする。

第5編 火山噴火災害対策編

気象庁は、火山噴火災害の特徴を踏まえて、噴火警報・予報、降灰予報、火山ガス予報及び火山の状況に関する解説情報（以下「火山現象警報等」という。）及び観測成果を適時・的確に発表するものとする。

第1章 災害に備えての措置

第1節 火山噴火災害に関する気象業務体制の整備

気象庁は、火山噴火災害に結びつく自然現象の状況の把握を図るとともに、防災上必要な情報を都道府県等の防災機関、報道機関等を通じて住民に適時・適切に提供するため、次の業務を重点として推進するものとする。

1. 火山噴火災害対策業務の実施への取り組み

(1) 火山現象警報等の発表

気象庁は、火山観測の成果をもとに、迅速かつ確実に火山現象警報等を発表するものとする。

(2) 火山現象警報等の伝達

気象庁は、火山現象警報等の伝達先についてあらかじめ都道府県等地域防災計画に定められるよう努めるものとする。

2. 火山に関する観測施設の整備

気象庁は、活火山のうち、特に活動が活発で、かつ噴火した場合に社会的影響が大きい火山について詳細な火山活動を常時監視するため、地震計、傾斜計、空振計、遠望観測装置等を用いて、火山観測を行うものとする。また、気象庁は、火山噴火災害に結びつく自然現象の把握のために、都道府県、大学等関係機関と協力して観測体制の強化を図るものとする。

3. 全国及び地域火山機動観測班の機器の整備・充実

(1) 火山監視・情報センターは、あらかじめ火山機動観測を実施するために必要な測器その他の機器の整備・充実に努めるものとする。

(2) 火山監視・情報センターは、異常時において火山機動観測班による震動データなどの火山観測データを迅速に解析処理できるよう体制の整備・充実に努めるものとする。

(3) 火山監視・情報センターは、常時観測を実施している火山を除く火山については、計画的に調査観測を実施するものとする。

4. 総合的火山観測・監視システムの構築

気象庁は、火山観測データを迅速に収集し、その成果の速報及び診断を行う体制を構築するため、火山監視・情報センターへの火山観測データのテレメータ化を推進し、多様なデータそれぞれの特性に応じ効果的にその解析と監視が可能なシステムの構築に努めるものとする。

5. 火山関係資料の収集・整理

気象庁は、災害発生時等において火山情報を補完するための資料を防災機関へ迅速かつ確実に提供できるよう、あらかじめ過去の火山関係資料を収集・整理し、データベース化を図るものとする。

第2節 火山噴火災害に関する調査・研究及び情報内容の改善

1. 火山現象警報等の充実

気象庁は、火山活動の危険性を多様な観測データを用いて総合的に把握・診断するとともに、火山現象警報等の精度向上、情報内容の改善に努める。また、関係地方公共団体等と連携し、防災対応が必要な火山について、噴火時等にとるべき防災行動を踏まえて5段階に区分した噴火警戒レベルの導入を順次進めるものとする。

2. 火山現象警報等に関する住民の意識調査の推進

気象庁は、防災機関や住民の火山噴火災害や火山現象警報等に対する意識などに関する調査の実施に努めるものとする。

3. 火山噴火災害に関する調査・研究の促進

気象庁は、防災関係省庁、大学等関係機関との緊密な連携を図りつつ、火山観測データ及び研究成果の流通の促進、観測研究体制の充実等を推進するものとする。

4. 防災機関への調査・研究成果の提供

気象庁は、火山に関する調査・研究の成果が防災対策に役立てられるよう、防災関係省庁及び都道府県等の防災機関への情報提供等に努めるものとする。

5. 火山噴火予知連絡会の機能強化

気象庁は、火山噴火予知に関する関係機関相互の連携強化及び火山噴火に際し防災活動に資するための火山活動に関する総合評価を的確に行うため、火山噴火予知連絡会の機能強化に努めるものとする。

6. 大学等関係機関との連携

気象庁は、火山観測・調査等を行っている大学等関係機関と密接な連携を図り、相互に情報交換に努めるものとする。

第2章 災害発生時等における措置

第1節 火山現象警報等の発表と伝達

1. 火山現象警報等の発表

(1) 気象庁は、火山噴火により重大な被害のおそれが見込まれる場合には、直ちに噴火警報（居住地域、火口周辺又は周辺海域）を発表するものとする。また、火山活動が静穏な状態が見込まれる場合には、噴火予報を発表するものとする。噴火警戒レベルを導入している火山については、これを噴火警報・予報に含めて発表するものとする。

この場合、人命に大きくかわかる噴火警報（居住地域）のための業務は、津波警報・注意報及び東海地震に関連する情報発表・伝達を除く他の業務に優先して実施するものとする。

(2) 気象庁は、噴火発生により、住民等に降灰の影響が見込まれる場合には、降灰予報を発表するものとする。

(3) 気象庁は、火山ガスの放出が継続しており、住民等に火山ガスの影響が長期間見込まれる場合には、火山ガス予報を発表するものとする。

(4) 気象庁は、火山活動の状況について解説する必要がある場合には火山の状況に関する解説情報等によりきめ細かく発表するものとする。

2. 火山現象警報等の伝達

(1) 気象庁は、発表した噴火警報・予報及び火山の状況に関する解説情報を防災情報提供システム等を用いて、迅速かつ確実に都道府県等の防災機関に伝達するとともに、報道機関

の協力を求めて、住民に周知されるよう努めるものとする。また、気象庁は、国の迅速かつ的確な災害応急対策に資するため、発表した噴火警報・予報及び火山の状況に関する解説情報を直ちに防災関係省庁へ伝達するものとする。

- (2) 気象庁は、発表した降灰予報・火山ガス予報を、防災情報提供システム等を用いて、迅速かつ確実に関係する都道府県等の防災機関に伝達し、住民に周知されるよう努めるものとする。

3. 都道府県等への防災気象情報の解説

気象庁は、都道府県、市町村もしくはこれら災害対策本部から噴火警報及び火山現象の状況に関する解説等を求められた場合には積極的に協力するものとする。

4. 記者発表を通じた防災気象情報の解説

気象庁は、火山現象警報等を発表後速やかに報道機関に対して火山現象に対する状況説明、火山現象警報等に対する解説を行い、住民等への火山現象警報等の正確な伝達、人心の安定、混乱防止を図るよう努めるものとする。

第2節 二次災害の予防、復旧・復興のための支援

1. 二次災害の防止

気象庁は、二次災害防止のため、都道府県等の防災機関及び報道機関に対して気象警報・注意報等を適時・適切に提供するものとする。この場合、警報・注意報の基準は弾力的に運用するなど必要な措置を図るものとする。

2. 復旧・復興に向けた支援

気象庁は、被災地域における災害の復旧・復興を支援するため、当該地域における災害特性等に関する助言、観測データや気象、地象等総合的な防災気象情報を適時・適切に提供するものとする。

第6編 事故災害対策編

気象庁は、事故災害（海上災害、航空災害、鉄道災害、道路災害、原子力災害、大規模な油流出災害、大規模な火事災害、コンビナート事故災害、NBCテロ等）の特徴を踏まえ、防災気象情報を適時・的確に発表するものとする。

第1章 災害に備えての措置

気象庁は、事故災害の防止・応急対策等に資するため、第2編から第5編までに掲げる業務を推進するとともに、事故災害の特徴を踏まえ、空港気象ドップラーレーダー等の気象、地象、水象を観測するための施設を適切に整備・配置し、防災気象情報を適時・的確に発表するものとする。

また、海上災害に際しての流出油等の漂流予測、原子力災害に際しての放射能影響の早期把握等に資する気象情報を迅速に提供するための体制の整備に努めるものとする。

この他、防災関係省庁との連携を図りつつ、事故災害に関連する気象、地象、水象に関する調査・研究を実施するとともに、事故災害の防止・応急対策等に資するよう防災気象情報の改善に努めるものとする。

第2章 災害発生時等における措置

気象庁は、被害の拡大の防止その他応急対策に資するため、気象情報を適時・的確に発表するものとする。また、海上災害に際しての流出油等の漂流予測、原子力災害に際しての放射能影響の早期把握等に資する防災気象情報を迅速に官邸をはじめ、防災関係省庁、都道府県等の関係機関に提供するものとする。

第7編 地域防災計画作成の基準となるべき事項

気象庁が法令及び防災業務計画の定めるところにより行う防災に関する事務に関し、地方防災会議又はその協議会が作成する地域防災計画において基準となるべき事項は次のとおりである。

なお、気象庁が発表する防災気象情報が迅速かつ確実に伝達されるよう、地域防災計画の策定を担当する都道府県等との連絡を強化し、その理解の促進に努めるものとする。

第1章 災害に備えての措置

1. 警報・注意報等の種類及び内容並びにその伝達方法・経路等に関する事項
 - (1) 気象、高潮、波浪、洪水の警報・注意報、気象に関する情報の種類及び内容等についての解説並びに伝達方法・経路、責任者に関する事
 - (2) 津波警報・注意報、津波予報、地震・津波情報の種類及び内容についての解説並びに伝達方法・経路、責任者に関する事
 - (3) 緊急地震速報（警報）、緊急地震速報（予報）の種類及び内容並びに受けたときの対応行動に関する事
 - (4) 東海地震に関連する情報の種類及び内容についての解説並びに伝達方法・経路、責任者に関する事
 - (5) 火山現象警報等の種類及び内容（噴火警戒レベル含む）についての解説並びに伝達方法・経路、責任者に関する事
2. 打合せ、研修を通じた協力に関する事項
 - (1) 情報伝達を円滑に行うための定期的な打合せ等の実施に関する事
 - (2) 前1項にかかげる情報内容等の理解の促進のための研修等の実施に関する事
 - (3) 観測施設の設置の際の技術協力に関する事
3. 警報・注意報等を伝達する情報通信システム等に関する事項
 - (1) 地方気象台とのオンライン情報交換の推進に関する事
 - (2) 衛星系を活用した情報伝達の多重化に関する事
4. 観測データの相互活用に関する事項
5. 災害対策基本法第54条に定められた発見者通報制度の周知に関する事項

第2章 災害発生時等における措置

1. 災害発生時等における二次災害防止のための都道府県等への防災気象情報の解説による協力に関する事
2. 警報・注意報等を受けた場合の措置に関する事
 - (1) 気象、高潮、波浪、洪水の警報・注意報、津波警報・注意報及び噴火警報等を受けた場合
 - (2) 地震情報等によって当該管内に震度5弱以上の地震の発生を知った場合
 - (3) 東海地震に関連する情報を受けた場合